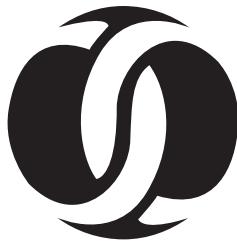


2019年5月



**European Bank  
for Reconstruction and Development**

**欧洲復興開発銀行**

2022年6月14日満期トルコ・リラ建債券

**販 売 説 明 書**

(契約締結前交付書面及び無登録格付に関する説明書を含む)

- 売 出 人 -

**エイチ・エス証券株式会社**

---

本販売説明書(以下「本書」といいます。)は、売出人であるエイチ・エス証券株式会社が欧洲復興開発銀行により一般的に公開されている情報を基に、日本国の投資家の便宜のためにのみ作成したものであって、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。

本書は、本債券を含むユーロ市場における欧洲復興開発銀行の債券の発行、募集に関するグローバル・ディアム・ターム・ノート・プログラムに関する英文の2012年7月3日付基本目論見書(Offering Circular)の債券の要項等および本債券に関する英文の条件決定補足書(Pricing Supplement)(以下「発行説明書」と総称します。)の内容を要約したものです。

## ～本債券のリスク等について～

### <お客様のご負担となる費用について>

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定した為替レートによるものとします。

### <為替変動リスクについて>

- 本債券はトルコ・リラをもって表示され、元利金の支払はトルコ・リラによって行われるため、円貨換算された受け取り金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。

### <信用リスクについて>

- 本債券の利息および償還金の支払は発行者（欧州復興開発銀行）の義務となっております。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わぬ、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

### <価格変動リスクについて>

- 償還前の本債券の価格は、為替レートの変動、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

### <流動性リスクについて>

- 本債券の流通市場は確立されておらず、流動性や市場性が乏しいため、償還前の売却が困難な場合があり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

### <カントリーリスクについて>

- 通貨当事国の政治情勢等の影響を受け、損失を被ることがあります。

### <新興国投資リスクについて>

- 一般的に、新興国については、先進国に比べて経済状況、社会制度や基盤が脆弱であると考えられ、各種リスクの程度はより高いと言えます。

### <その他ご留意いただく事項>

- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、また、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- 本債券の価格情報につきましては、売出人までお問い合わせください。
- 本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 売出人

商号等：エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号

加入協会：日本証券業協会

# 外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

## 手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

## 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

## 債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

## 債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

## 外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### ○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

## 外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

## 外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国内で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

## 当社の概要

商 号 等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号  
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オーフタワー27階  
加入協会 日本証券業協会  
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
資 本 金 30億円  
主 な 事 業 金融商品取引業  
設立年月 2006年9月  
連絡先 03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

## 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オーフタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

## 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

## 無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターーズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターーズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ  
([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)) の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ) にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載しております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターーズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及び他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っています。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

本資料は、情報提供および検討資料としてのみ提供されるものであり、その全部について新たな資料により修正、更新または差換えが行われることがあります。本資料に記載されている情報は、信頼すべき情報源から入手したものであります。その正確性または完全性についていかなる表明を行うものではありません。よって、本情報を使用することにより生ずる、直接的または間接的ないかなる種類の損失に対しても当社は責任を負いかねます。この情報の正確さまたは当社の見解の有効性に依拠される方は、投資に関する最終決定はお客様ご自身でなさるようお願い申し上げます。

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号  
加入協会 日本証券業協会

# 無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

## ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなります。無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

## ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載しております。

## ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

本資料は、情報提供および検討資料としてのみ提供されるものであり、その全部について新たな資料により修正、更新または差換えが行われることがあります。本資料に記載されている情報は、信頼すべき情報源から入手したものであります。その正確性または完全性についていかなる表明を行うものではありません。よって、本情報を使用することにより生ずる、直接的または間接的ないかなる種類の損失に対しても当社は責任を負いかねます。この情報の正確さまたは当社の見解の有効性に依拠される方は、投資に関する最終決定はお客様ご自身でなさるようお願い申し上げます。

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号  
加入協会 日本証券業協会

# 無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レイティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

## ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなります。無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レイティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社  
(金融庁長官(格付)第7号)

## ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.co.jp/web/>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

## ○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付け又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

本資料は、情報提供および検討資料としてのみ提供されるものであり、その全部について新たな資料により修正、更新または差換えが行われることがあります。本資料に記載されている情報は、信頼すべき情報源から入手したものですが、その正確性または完全性についていかなる表明を行ふものではありません。よって、本情報を使用することにより生ずる、直接的または間接的ないかなる種類の損失に対しても当社は責任を負いかねます。この情報の正確さまたは当社の見解の有効性に依拠される方は、投資に関する最終決定はお客様ご自身でなさるようお願い申し上げます。

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号  
加入協会 日本証券業協会

## 目 次

売出要項	1
本債券の要項	3
日本国の租税	12
その他	13
欧州復興開発銀行の概要	14

---

本販売説明書（以下「本書」といいます。）は、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関するすべての関連する情報を記載したものではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。本書の内容の正確性および完全性について欧州復興開発銀行（以下「発行者」または「EBRD」ともいいます。）の確認を得たものではありません。

本書中の本債券の要項は、EBRDのグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに関する2012年7月3日付目論見書（以下「目論見書」といいます。）中の債券の要項に、本債券に適用される条件決定補足書（Pricing Supplement、本書中において「プライシング・サブルメント」といいます。）の内容を組み込み、要約したものです。

欧州復興開発銀行の目論見書は、インターネット・ウェブサイト（URL:<http://www.ebrd.com>）のInvestor Informationの頁（<http://www.ebrd.com/work-with-us/capital-markets/investor-information.html>）より入手可能です。また2017年12月31日終了年度の監査済財務諸表が掲載された2017年財務報告書（Financial Report 2017）（以下「財務報告書」といいます。）および2017年年次報告書（Annual Review 2017）（以下「年次報告書」といいます。）は、同ウェブサイトのPublicationsの頁（<http://www.ebrd.com/news/publications.html>）より入手可能です。

売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が違法となる者に対しては、本書は、本債券の売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘を行おうとするものではありません。

---

本書において、「トルコ・リラ」は、トルコ共和国の法定通貨であるトルコ・リラを、また「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ・ドルを意味します。

欧州復興開発銀行  
2022年6月14日満期トルコ・リラ建債券  
売出要項

売出人

名 称	住 所
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オータワー27階

売出債券の名称	欧州復興開発銀行 2022年6月14日満期トルコ・リラ建債券 (本書中において「本債券」という。)		
記名・無記名の別	記 名 式	売出券面総額	1,350万トルコ・リラ (注1)
各債券の金額	10,000トルコ・リラ	売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	1,350万トルコ・リラ (注1)	利 率	年20.00% (注2)
償還期限	2022年6月14日 (ロンドン時間)	売出期間	2019年5月13日から 2019年6月11日まで
受渡期日	2019年6月14日	申込単位	10,000トルコ・リラ以上 10,000トルコ・リラ単位 (注3)
申込取扱場所	売出人の日本における本店および各支店 (注3)		

(注1) 本債券の発行額面総額は、1,350万トルコ・リラです。

(注2) 本債券に対する付利は、2019年6月14日（その日を含みます。）より開始します。

(注3) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出しなければなりません。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の債券の交付は行いません。なお、券面については、下記「本債券の要項」中の「1. 様式、券面種類、権原および譲渡」の項をご参照下さい。

(注4) 指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「MiFID II」といいます。）商品管理／リテール投資家、プロ投資家および適格相手方対象市場：本債券のディーラー（以下「ディーラー」といいます。）の商品承認手続のためにのみ行われた本債券に関する対象市場評価においては、(i) 本債券の対象市場は適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客（それぞれMiFID IIに定義されます。）であって、いずれの場合も（1）金融商品に関する少なくとも基本的な知識および/または経験を有し、（2）金利の変動により生じる損失への耐性を有するとともに満期まで保有する場合には価格変動による損失は許容せず、（3）中程度のリスクプロファイルを持ち、（4）投資目的はリターンプロファイルの確保、成長および/または収益であり、かつ（5）中期間の投資ホライズンを想定する者であり、また、(ii) MiFID IIに定められる、販売業者に適用ある適合性および適切性の義務が充足されるときは本債券の全ての販売経路は適切であるという結論に至りました。対象市場評価は本債券が特定の顧客の需要、特徴および目的に不適合であるとの結果を示しました。二次的に本債券の募集、売却または勧誘を行う一切の者（以下「販売業者」といいます。）は、かかる対象市場評価を考慮すべきです。ただし、MiFID IIIに服する販売業者は、（ディーラーの対象市場評価を採用するか、改良して）本債券について独自の対象市場評価を実施し、適切な販売経路を決定する責任を負います。なお、発行者は、MiFID IIの適用範囲に該当しません。したがって、発行者は、MiFID IIの目的における「投資会社」、「製造業者」または「販売業者」としての資格はありません。

※ 本債券は発行者の債券の発行に関するグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、2019年6月13日（本書中において、「発行日」といいます。）にユーロ市場で発行されます。発行者およびその債務には、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」といいます。）よりAAA、ムーディーズ・インベスター・サービス（以下「ムーディーズ」といいます。）よりAaa、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」といいます。）よりAAAの格付けが付与されています。

※ S&P、ムーディーズおよびフィッチは、信用格付事業を行っていますが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としての登録を受けていない無登録格付業者です。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受けける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていません。S&Pについては、そのグループ内のS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として

登録を受けており、信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において公表されています。ムーディーズについては、そのグループ内のムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録を受けており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されています。フィッチについては、そのグループ内のフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録を受けており、信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」において、公表されています。

本債券は、いかなる取引所にも上場されておらず、今後も上場される予定はありません。

# 本債券の要項

## (要約訳文)

本債券（かかる表現には、(i)包括様式の債券により表章される本債券（以下「包括債券」という。）に関しては、10,000トルコ・リラ単位のユニット、(ii)包括債券と交換（または部分交換）により発行される確定債券、および(iii)包括債券が含まれる。）は、欧州復興開発銀行（以下「発行者」という。）、発行代理人、主支払代理人および代理銀行（Agent Bank）であるシティ・バンク、エヌ・エイ（以下「本債券の代理人」という。かかる表現には、本債券の代理人としての承継者が含まれる。）、登録機関であるシティ・バンク、エヌ・エイ（以下「登録機関」という。かかる表現には承継登録機関が含まれる。）ならびに契約中に記載される他の支払代理人（本債券の代理人を含め、以下「支払代理人」という。かかる表現には追加のまたは後継の支払代理人が含まれる。）等との間の2012年7月3日付の修正書替済代理契約（以下「代理契約」という。）に基づき、かつその利益を享受して発行される。

本書において、「シリーズ」とは、当初の発行とともに同一のシリーズを構成することが明記され、同一の通貨により表章され、満期日、利息計算の方法および利払日が同一であり、かつその要項が同一（発行日または付利開始日および発行価格は除くが、本債券が上場されるか否かを含む。）である将来発行される債券と、当初発行の本債券の各々を意味する。

本債券のその時々の所持人（以下「本債券所持人」という。かかる表現は、包括債券により表章される本債券に関しては、下記「1. 様式、券面種類、権原および譲渡」に規定される通りに解釈される。）は、代理契約および適用あるプライシング・サブルメントのすべての規定の通知を受けたものとみなされ、その利益を受ける権利を有し、かつそれらに拘束される。本債券の要項は、代理契約の詳細な規定の要約であり、それらの規定に従う。代理契約およびプライシング・サブルメントの写しは、本債券の代理人および支払代理人の主たる店舗で入手可能である。

本債券所持人は、発行者により作成された2012年7月3日付の修正書替済約款捺印証書（Deed of Covenant）（以下「約款証書」という。）の利益を受ける権利を有する。約款証書の原本は、ユーロクリア・システムのオペレーターであるユーロクリア・バンク・エスエー/エヌヴィ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム」という。）のために共通預託機関が保有している。

本書において、ユーロクリアまたはクリアストリームという用語は、文脈により許容される限り、発行者および本債券の代理人が承認した追加または代替の決済機関を含むものとみなされる。

### 1. 様式、券面種類、権原および譲渡

本債券はトルコ・リラによる特定の額面金額を有する記名式の債券（以下「記名式債券」という。）とし、確定債券には連続番号が付される。

発行者は、本債券に関する登録機関として、以下の指定営業所を有する登録機関を指名している。

本債券の登録機関  
Citibank, N.A.  
21st Floor, Citigroup Centre  
Canada Square, Canary Wharf  
London E14 5LB

発行者は、とりわけ、本債券の所持人の名前および住所ならびに本債券に対する権原のすべての譲渡に関する詳細が記録される登録簿（以下「債券原簿」という。）を登録機関の指定営業所に隨時保管させる。発行者および登録機関は、本債券の登録所持人を（かかる本債券が期日を経過しているか否かにかかわらず、かつかかる債券上の所有権の注記もしくはその旨の記載またはかかる債券の従前の紛失もしくは盗失を知っていたか否かにかかわらず）その絶対的な所有者とみなし、そのように取り扱うことができる。発行者は、いつでも登録機関の指名を変更または終了し、他の登録機関を指名する権利を留保するが、常時登録機関を維持するものとする。終了または指名および指定営業所の変更はいずれも、下記「12. 通知」に基づき、発行者により本債券所持人に対して速やかに通知される。

本債券は、当初記名式の包括債券（以下「記名式包括債券」という。）により表章され、共通預託機関に交付され、共通預託機関の名義人としてシティ・ヴィック・ノミニーズ・リミテッドの名義で登録される。

下記の状況の場合においてのみ、記名式包括債券は、書面による通知から45日以上経過後、その全部または一部を記名式確定債券に交換することができる。

- (1) 債務不履行事由が発生した場合、または
- (2) ユーロクリアまたはクリアストリームが14日間連続して業務を行っていない（法定その他の休日による場合を除く。）、業務を永久に停止する意思を発表した、または現実にそうした場合で、かつ他の決済機関が利用できない場合。

債務不履行事由の場合で、本債券が包括債券により表章されており、ユーロクリアまたはクリアストリームのその者の証券口座に包括債券の権利が記帳されている本債券の所持人が本債券の期限の利益を喪失させたい旨の通知を行った場合には、当該通知がなされてから15日以内に包括債券の条項に従った支払が完全になされる場合を除き、包括債券は無効となる。同時にユーロクリアまたはクリアストリームにあるその者の口座にその権利が記帳されている包括債券の権利の所持人は、ユーロクリアおよびクリアストリームが付与する口座計算書（statements of account）に基づき、約款証書の規定に従って、発行者に対して直接手続きをとることができる。

記名式包括債券は、その全部をユーロクリアおよびクリアストリームの他の共通預託機関に譲渡することができる。かかる譲渡は、登録所持人が、登録機関の指定営業所において、かかる記名式包括債券をこれに添付された譲渡書式（適法に記入され、当該譲渡人または代理の者により署名されたもの）とともに預託し、適用ある税金またはその他の公租公課を支払い、また、登録機関が適切かつ慎重な調査の結果、譲渡を要請する者の権原および身元に納得した上で行われるが、発行者および登録機関が定めるその他の合理的な規則に服するものとする（これらはすべて代理契約に記載される。）。上記に従い、登録機関は、かかる預託から3営業日（登録機関が所在する都市の銀行が業務を行っている日）（または適用ある財務もしくはその他の法令を遵守するために要するそれを超える期間）以内に、その指定営業所において、譲受人の名義による新たな記名式包括債券を譲受人に対して交付する。上記にかかわらず、記名式包括債券の所持人は、当該記名式包括債券の元金または利息の支払期日（当日を含む。）までの15日間は、その譲渡の登録を要求することはできない。

記名式確定債券は、その全部または一部（額面金額またはその整数倍とする。）を譲渡することができる。かかる譲渡は、譲渡人が、登録機関の指定営業所において、かかる記名式確定債券（または記名式確定債券の関連ある一部）の譲渡を登録するために、かかる記名式確定債券をこれに裏書きされた譲渡書式（適法に記入され、当該譲渡人または代理の者により署名されたもの）とともに預託し、また、登録機関が適切かつ慎重な調査の結果、譲渡を要請する者の権原および身元に関する書面に納得した上で行われるが、発行者および登録機関が定めるその他の合理的な規則に服するものとする。上記に従い、登録機関は、かかる要請から3営業日（登録機関が所在する都市の銀行が業務を行っている日）（または適用ある財務もしくはその他の法令を遵守するために要するそれを超える期間）以内に、その指定営業所において、譲渡される記名式債券（または当該記名式債券の関連ある一部）と同じ額面総額である新たな記名式債券を譲受人に対して交付するか、または（譲受人のリスクにおいて）譲受人の要求する住所宛にこれを郵送する。記名式債券の一部のみを譲渡する場合は、譲渡されない残りの部分に係る新たな記名式債券が上記の方法で譲渡人に対して交付されるか、または（譲渡人のリスクにおいて）譲渡人に対して送付される。

登録所持人は、上記の譲渡の登録または債券の交換に必要となる費用および経費を負担する義務を負わないが、普通郵便以外の方法による交付に係る費用および経費を除き、また登録または交換に関連して課される印紙税、税金またはその他の公租公課を支払うための十分な金額の負担を発行者が要求する場合はこの限りではない。

包括債券により表章される本債券は、（場合に応じて）ユーロクリアまたはクリアストリームのその時々における規則および手続に従ってのみ譲渡可能である。

## 2. 本 債 券 の 地 位

本債券は、発行者の直接かつ無担保（ただし、下記「3. 担保制限条項」の規定に従う。）の債務であり、互いに優先することなく、発行者の他のすべての無担保の非劣後債務と同順位（ただし、下記「3. 担保制限条項」の規定に従う。）である。本債券は、いかなる政府または発行者の加盟者の債務でもない。

### 3. 担保制限条項

本債券が残存する限り、発行者は、発行者が過去もしくは将来において発行するもしくは引受ける債券、ノートその他の債務証書で、証券取引所その他の組織された証券市場において相場が立ち、上場されもしくは通常取引がなされるものまたはそれらに対する発行者の保証のための担保として、発行者の資産または財産にいかなる抵当権、質権、先取特権またはその他の担保権も設定しない。ただし、本債券のすべての支払が、かかる抵当権、質権、先取特権またはその他の担保権により、当該債券、ノートその他の債務証書または保証と同等の順位および比率をもって担保される場合はこの限りではない。また、上記の規定は、(i)資産の購入のための資金の調達もしくは再調達を目的として生じた債務もしくは保証の支払の担保として設定された担保権、(ii)通常の業務の過程において発生し、かつ当初発生した日から1年以内に満期が到来する負債を担保するための担保権、または(iii)これらの延長もしくは更新については適用されない。

### 4. 利 息

各本債券に関する利息は、額面金額に対して、年20.00%の利率で、2019年6月14日（その日を含む。以下「付利開始日」という。）から付され、2019年12月14日を初回とし、2022年6月14日を最終回とする毎年6月14日および12月14日（それぞれの日を、以下「利払日」という。）に、付利開始日（その日を含む。）またはある利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの各期間（それぞれを、以下「利息期間」という。）について支払われる。各利息期間についての利息額は、額面金額10,000トルコ・リラの各本債券につき、1,000.00トルコ・リラが支払われる。ただし、下記「6. 支払 (e) 支払営業日」および「6. 支払 (f) 決済障害事由等」の規定に従う。

利払日以外の日に終了する期間の利息の計算が必要な場合には、各本債券の利息額は、その額面金額10,000トルコ・リラに上記の利率（年率）を乗じて得られた積の値に、下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗することにより得られる積の値のトルコ・リラ額とする（下記「6. 支払 (a) 支払方法」参照）。ただし、得られた利息額の値は、0.01トルコ・リラ未満を四捨五入または関係市場の慣行に従って処理の上、0.01トルコ・リラの位まで求められる。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の数式において、

「 $Y_1$ 」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものという。

「 $Y_2$ 」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものという。

「 $M_1$ 」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものという。

「 $M_2$ 」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものという。

「 $D_1$ 」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものという。ただし、かかる数字が31の場合、 $D_1$ は30になる。

「 $D_2$ 」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものという。ただし、かかる数字が31であり、 $D_1$ が29より大きい数字の場合、 $D_2$ は30になる。

利息は下記「6. 支払」の規定に従って支払われる。各本債券に対する利息はその償還期限または下記「8. 債務不履行事由 (b)」に基づく早期償還日（以下に定義する。）以降付されない。ただし、各本債券を適切に呈示したにもかかわらず、本債券の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合を除く。かかる場合には、利息は、(イ)当該本債券に関して支払われるべき金額のすべてが支払われた日および(ロ)本債券の代理人が支払われるべき金額すべてを受領し、その旨を当該本債券所持人に対し下記「12. 通知」の規定に従ってもしくは個別に通知した日のいずれか早い方の日まで継続して付される。

利払日が営業日ではない場合、当該利払日に支払われる利息の支払は、翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月の日となる場合、かかる支払は、直前の営業日になされる（ただし、下記「6. 支払 (e) 支払営業日」の規定に従う。）。かかる支払日の調整の場合において、当該利払日に関し支払われる利息額の調整はなされない。

## 5. 償還および買入れ

### (a) 満期償還

償還期限までに償還または買入消却されていない限り、各本債券は、その償還期限である2022年6月14日に額面金額に等しい額のトルコ・リラ（以下「最終償還額」という。）で償還される（ただし、下記「6. 支払 (f) 決済障害事由等」の規定に従う。）。償還期限が営業日ではない場合、償還期限に支払われる最終償還額の支払は、翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月の日となる場合、かかる支払は、直前の営業日になされる（ただし、下記「6. 支払 (e) 支払営業日」の規定に従う。）。かかる支払日の調整の場合において、支払われる金額の調整はなされない。

### (b) 買入れ

発行者はいつでも、公開市場その他において本債券を買入れその他の方法により取得することができる。発行者は買入れその他の方法により取得した本債券を保有もしくは転売することができ、また発行者の裁量により、本債券の代理人に消却のため引き渡すことができる。買入れが、入札により行われる場合、入札はすべての本債券所持人に対し入札可能となつていなければならぬ。

### (c) 消却

償還された本債券および上記の通り買入れその他の方法により取得され発行者が消却を選択した本債券はすべて、消却され、それ以降は再発行または転売されてはならない。

## 6. 支 払

### (a) 支払方法

確定本債券に関する支払は、イスタンブール所在の銀行宛のトルコ・リラ小切手、または所持人の選択により本債券の代理人に対する15日前の通知で、イスタンブール所在の銀行に支払受領者が有するトルコ・リラ口座に振込むことにより行われる（下記の規定に従う。）。

### (b) 確定債券の呈示

記名式確定債券の元金の支払は、支払代理人の指定営業所に、かかる本債券を呈示して引渡すことにより登録所持人（共同所持人の場合は最初に記載された者）に対してなされる。各記名式確定債券の利息の支払は、関連ある支払期日の15日前の日の営業終了時（以下「基準日」という。）に登録簿に記載されている記名式債券の所持人（共同所持人の場合は最初に記載された者）に対し、基準日に債券原簿に記載されている当該所持人の住所においてなされる。

### (c) 包括債券に関する支払

包括債券により表章される本債券に関する元利金の支払は、上記に指定する方法および当該包括債券に指定されるその他の方法により、当該包括債券を支払代理人の指定営業所に呈示するか引渡すことによりなされる。記名式包括債券により表章される本債券に関する支払はすべて、かかる支払が行われる日の直前の決済機関営業日の営業終了時に債券原簿に名前が記載されている者またはその指図する者に対してなされる。本項において、「決済機関営業日」とは、12月25日および1月1日を除いた、月曜日から金曜日（同日を含む。）を意味する。

かかる支払のために記名式包括債券を呈示された支払代理人は、当該記名式包括債券に、当該記名式包括債券についてなされた各支払を、元金の支払と利息の支払とを区別して記録するものとし、かかる記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となる。

包括債券の所持人は、当該包括債券により表章される本債券に関する支払を受領する権限を有する唯一の者であり、発行者は、このように支払われる各金額に関して、当該包括債券の所持人に對しまたはその指示に従って支払を行うことにより、免責される。ユーロクリアまたはクリアストリームの記録中に特定の元本金額の本債券所持人として記載される者の各々は、発行者が当該包括債券の所持人に對しまたはその指示に従って発行者が上記の通り行った各支払における自己の持分に対する請求を、ユーロクリアまたは（場合に応じて）クリアストリームに対してのみなさなければならない。当該包括債券の所持人以外の者は、その包括債券についてなされる支払について、発行者に対していかなる請求もすることができない。

(d) 支払に関する一般適用条項

当初の本債券の代理人および他の当初の他の支払代理人の名称ならびにその当初指定営業所は、以下のとおりである。

本 債 券 の 代 理 人  
Citibank, N.A.

21st Floor, Citigroup Centre  
Canada Square, Canary Wharf  
London E14 5LB

他 の 支 払 代 理 人  
The Bank of New York Mellon SA/NV  
Rue Montoyerstraat  
B-1000 Brussels  
Belgium

発行者は、いつでも支払代理人の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人を指名する権利ならびに支払代理人の指定営業所の変更を承認する権利を留保する。ただし、本債券が残存する限り、(i)本債券の代理人および(ii)ヨーロッパ大陸の主要な金融中心地に指定営業所を有する支払代理人（本債券の代理人であってもよい。）を維持する。かかる変更および終了は、下記「12. 通知」の規定に基いて本債券所持人に対する事前の通知から30日以上経過後にのみ効力を生ずる（支払不能の場合を除く。この場合は、直ちに効力を発生する。）。また、本債券の代理人の辞任または解任は、上記の支払不能の場合を除き、新規の本債券の代理人が指名されるまで効力を生じない。

本債券に関する支払は、いかなる場合においても、支払地において適用される財務その他の法令に服するものとする。ただし、下記「7. 課税」の規定に従う。

(e) 支払営業日

本債券に関する支払が行われる日が支払営業日ではない場合、その所持人は、翌支払営業日まで呈示地において期日の到来した金額の支払を受ける権利を有さず、かつかかる遅延について利息その他の金額を受ける権利を有しない。本項において、「支払営業日」とは、本債券の呈示地、東京都、ロンドン市、ニューヨーク市およびイスタンブール市において商業銀行および外国為替市場が営業している日であり、支払が銀行に有するトルコ・リラ口座に対する振込により行われる場合は、かかる日であり、かつイスタンブールでトルコ・リラでの外国為替取引が行われている日を意味する。

確定様式の本債券の償還期限が当該債券に関する利息の支払期日ではない場合、当該債券について直前の利払日（または付利開始日）（その日を含む。）から発生した利息は、当該債券の引渡しと引換えに支払われる。

(f) 決済障害事由等

本債券に関する一切の支払いは、トルコ・リラで行われる。ただし、決済障害事由（以下に定義する。）の発生に関する規定に従い、またいずれの場合も、適用ある金融その他の法令に従う。

計算代理人（以下に定義する。）が、誠実かつ商業的に相当な方法で、その単独の裁量により、決済障害事由が生じており、決定期間（以下に定義する。）中、継続していると決定した場合、

イ. 計算代理人は、かかる決定を行った後、実務上可能な限り早く（ただし、決定期間最終日の翌営業日の午前8時（ロンドン時間）を超えて遅くなつてはならない。）、発行者および本債券の代理人にその決定を通知する。かかる通知を受取った場合、本債券の代理人は、その後実務上可能な限り早く（ただし、計算代理人より上記通知を受領後1営業日を超えて遅くなつてはならない。）、その旨を本債券所持人に下記「12.通知」の規定に従って通知する。

ロ. 本債券所持人は、下記(i)および(ii)のいずれか早い方の日まで、本債券に関するいかなる金額も受領する権利を有しない。

- (i) 発行者が、計算代理人より決済障害事由がもはや存続していない旨通知を受けた日から2営業日目の日
- (ii) 繰延利払日、繰延償還期日または繰延早期償還日（いずれも以下に定義する。）

決済障害事由がもはや存続していない場合、計算代理人は、決済障害事由がもはや存続しなくなった営業日以後実務上可能な限り早く（ただし、その後1営業日を超えて遅くなつてはならない。）、その旨を発行者および本債券の代理人に対し通知する。かかる通知を受取つた場合、本債券の代理人は、その後実務上可能な限り早く（ただし、計算代理人から上記通知を受領後1営業日を超えて遅くなつてはならない。）、その旨を本債券所持人に下記「12.通知」の規定に従つて通知する。

ある金額が、繰延利払日、繰延償還期日または（場合により）繰延早期償還日のいずれかに支払われる場合には、その時点で決済障害事由が存続しているか否かにかかわらず、支払は、代わりに米ドルでなされ、計算代理人がその額面金額当りの金額の計算を行い、本債券の代理人および発行者に対し速やかに（ただし、繰延利払日、繰延償還期日または（場合により）繰延早期償還日前2営業日を超えて遅くなつてはならない。）通知する。かかる金額は以下の算式で得られる金額であり、1米セント未満は四捨五入される。

#### 関連トルコ・リラ金額 ÷ 参照為替レート

疑義を避けるために言えば、本項（f）の規定の適用の結果生じた元来予定されていた利払日、償還期限または早期償還日（営業日でない場合、翌営業日。ただし、翌営業日が翌暦月の日となる場合、直前の営業日）から繰延利払日、繰延償還期日または繰延早期償還日までの支払遅延に関して発行者は何らの追加額の支払も行わない。

計算代理人が、誠実かつ商業的に相当な方法で、その単独の裁量により、決済障害事由が決定期間より後でかつ利払日、償還期限または早期償還日と同日またはそれより前に生じていると決定した場合、いかなる支払も上記に従い米ドルで行われる。

本項（f）の規定においては、以下の用語は、そこに記載の意味を有する。

「営業日」とは、ロンドン市、ニューヨーク市、東京都およびイスタンブル市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般業務（外国為替および外国通貨預金取引を含む。）を行つてゐる日を意味する。

「計算代理人」とは、発行者とドイツ銀行ロンドン支店間の2002年5月8日付計算代理人契約（時々の修正および／または補完を含む。）に従い、ドイツ銀行ロンドン支店を意味する。計算代理人に対するすべての言及は、本債券に関する計算代理人としてのドイツ銀行ロンドン支店の承継者を含む。本債券に基づき、計算代理人契約に従つて決定し、形成し、もしくは行使することを要求され、もしくは許容される計算代理人による金額または事態、状況、事由、その他の事項の決定または意見の形成もしくは裁量権の行使は最終的で、すべての当事者（発行者および本債券所持人を含むが、これに限られない。）を拘束する（明白な誤謬を除く。）。かかる決定は、計算代理人契約に従つて誠実かつ商業的に相当な方法によりその単独の裁量で行われる。本債券に基づく職務を行うに当たり、計算代理人は、計算代理人契約に従つて行為する。

「決定期間」とは、(i) 利払日に関しては、関連する利払日（営業日でない場合、翌営業日。ただし、翌営業日が翌暦月の日となる場合、直前の営業日）の5営業日前の日から3営業日前の日まで（両日を含む。）の期間、(ii) 偿還期限に関しては、償還期限（営業日でない場合、翌営業日。ただし、翌営業日が翌暦月の日となる場合、直前の営業日）の5営業日前の日から3営業日前の日まで（両日を含む。）の期間、また(iii) 早期償還日に関しては、早期償還日（営業日でない場合、翌営業日。ただし、翌営業日が翌暦月の日となる場合、直前の営業日）の5営業日前の日から3営業日前の日まで（両日を含む。）の期間を意味する。

「早期償還日」とは、下記「8.債務不履行事由」の規定により本債券が償還期限より前に償還される日を意味する。

「参照為替レート」とは、繰延利払日、繰延償還期日または（場合により）繰延早期償還日の2営業日前の日の午前11時頃（ロンドン時間）に計算代理人が参照ディーラー（以下に定義する。）からトルコ・リラ売り、米ドル買いのために得ることができる確定相場の平均値（1米ドル当りのトルコ・リラ額で表示）を意味する。かかる相場の最高値および最低値は排除して、残りの相場の平均値を参照為替レートとする。ただし、3社または2社の参照ディーラーが確定相場を提供する場合

は、実際に得られた相場の平均値が適用される。1社の参照ディーラーのみが確定相場を提供する場合は、その相場を適用する。参照ディーラーから確定相場が1つも得られない場合は、計算代理人は、誠実かつ商業的に相当な方法で行為し、その単独の裁量により、参照為替レートを設定する。この場合、上記により計算された1米ドル当たりのトルコ・リラ額は0となることもある。

「繰延早期償還日」とは、早期償還日後10営業日目の日を意味する。

「繰延利払日」とは、元々予定されていた利払日後10営業日目の日を意味する。

「繰延償還期日」とは、元々予定されていた償還期限後10営業日目の日を意味する。

「参照ディーラー」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に相当な方法でその単独の裁量により選定する米ドル/トルコ・リラ為替市場で取引を行う5社の主要ディーラー、銀行または金融機関を意味する。

「関連トルコ・リラ金額」とは、決済障害事由が生じていなかったならば各本債券の額面金額につき支払われたはずのトルコ・リラ額を意味する。

「決済障害事由」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に相当な方法で、その単独の裁量により決定する以下のそれぞれの事由を意味する。

- (i) トルコ共和国の中央銀行、その他の立法、政府または規制当局による法令の適用により、(イ) トルコ共和国の非居住者がトルコ・リラを取得するために当該中央銀行、その他の当局から許可を取得することを要求され、(ロ) 非居住者のトルコ・リラの取得能力が制限され、(ハ) その他トルコ・リラの購入もしくは保有が規制される場合において、かかる規制がなければ課されなかつた費用がトルコ・リラを取得する際に課され、または(ニ) トルコ共和国から他国の居住者である受領者にトルコ・リラを送金することが直接もしくは間接的に妨害、限定もしくは制限されること、および
- (ii) ユーロクリアおよび／またはクリアストリームがトルコ・リラを決済通貨として受領することを一時的または恒久的に停止すること。

## 7. 課 稅

本債券に関する元本および／または利息の支払はすべて、発行者から支払代理人に対し、租税の源泉徴収または控除なく行われる。

## 8. 債務不履行事由

- (a) 下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し継続している場合、本債券のその時々の所持人は、発行者が通知を受領してから30日目の日に本債券の期限が到来する旨の通知を、発行者に対し直接または本債券の代理人の営業所で行うことができ、その場合、当該本債券は下記(b)に従って支払われるべきものとなる。ただし、かかる時点までに本債券に関する本書に規定する債務不履行事由のすべてが治癒された場合はこの限りではない。
  - (i) 発行者が、本債券の元金または利息の支払を90日以上怠っている場合。
  - (ii) 発行者が、本債券に記載されるその他の約束または合意の履行を怠り、かかる不履行が本債券所持人が本債券の代理人の事務所宛で発行者に対し書面によりその旨の通知を行ってから90日以上継続している場合。
  - (iii) 発行者が、発行者が発行、引受または保証した債券、ノート、その他類似の債務の元金または利息の支払を怠り、かかる不履行が90日以上継続している場合。

- (b) 本「8. 債務不履行事由」の規定に基づき本債券の期限が到来した場合、各本債券は、早期償還額に早期償還日（その日を含まない。）までの経過利息を付して償還される（ただし、上記「6. 支払 (f) 決済障害事由等」の規定に従う。）。

上記において、「早期償還額」とは、最終償還額をいう。

## 9. 時 効

本債券の元金の支払請求は、当該日（以下に定義する。）から10年の経過時に時効となり、本債券の利息の支払請求は当該日から5年の経過時に時効となる。ただし、上記「6. 支払」の規定に従う。

本債券の要項の目的上「当該日」とは、本債券または利息の期日が最初に到来した日を意味するが、かかる日に支払われるべき金額の全額を本債券の代理人が当日までに受領していなかった場合は、「当該日」は、かかる金額が受領され、その旨の通知が下記「12. 通知」の規定に従って本債券所持人になされた日を意味する。

## 10. 代り債券

本債券（包括債券を含む。）を汚損、毀損、盗失、破棄または紛失した場合、これらは、請求者による関連経費の支払ならびに発行者が要求する証拠および補償に関する条件で、本債券の代理人の指定営業所において交換することができる。汚損または毀損した本債券は、代り債券が発行される前に引き渡されなければならない。

## 11. 本債券の債権者集会および修正

代理契約には、特別決議による本要項の修正を含め、本債券所持人の利益に影響を与える事項を検討するための本債券の債権者集会の招集の規定が含まれている。特別決議事項として提出されている議案を検討するために招集される集会の定足数は、その時点において残存する本債券の元本金額の過半を所持または代表する1名以上の者とし、その延会については、所持または代表する元本金額にかかわらず、その時点において残存する本債券を所持または代表する1名以上の者とする。ただし、特に(i)償還期限の修正、または償還時に支払われる元本金額または交付される資産の減額もしくは取消、(ii)本債券の利息に関して支払われる金額の減額もしくは支払日の変更、もしくは本債券に関する利率の計算方法の変更、(iii)本債券に基づく支払がなされる通貨の変更、(iv)特別決議を可決するために必要な過半の変更、または(v)本ただし書に関する代理契約の規定の修正等が議事に含まれる集会については、特別決議を可決するために必要な定足数は、その時点において残存する本債券の元本金額の4分の3以上を所持または代表する1名以上の者とし、その延会については、その時点において残存する本債券の元本金額の過半を所持または代理する1名以上の者とする。その時点において残存する本債券の元本金額の90%以上を直接保有する者により、もしくはかかる者を代理して、または包括様式で保有されている本債券に関しては、かかる90%以上を保有する決済機関の共通預託機関もしくは決済機関が任命する者により（当該決済機関の規則および手続に従って）署名された書面による決議は、代理契約中の規定に従って適式に招集され、開催された本債券の債権者集会で可決された特別決議としてすべての目的のために有効なものとする。かかる集会において適法に可決された決議は、当該本債券に関連するすべての本債券所持人（かかる集会に出席したか否かにかかわらない。）を拘束する。

本債券の代理人は、代理契約または本債券の規定の修正で、形式上の、些細なもしくは技術的な性質のもの、または明白な誤りを訂正するためのものについては、本債券所持人の承認なくして、同意することができる。かかる修正は、すべての本債券所持人を拘束するものであり、本債券の代理人が要求する場合には、実行可能な限り早く、下記「12. 通知」の規定に従って本債券所持人に通知される。

## 12. 通 知

- (a) 本債券所持人に対する通知はすべて、当該所持人の登録された住所に郵送された場合に有効となる。
- (b) 確定債券が発行されるまで、包括債券すべてがユーロクリアおよびクリアストリームのために保有されている限り、上記の公告は、当該通知をユーロクリアおよびクリアストリームによる本債券所持人に対する通知のためにそれらに対して交付することにより替えることができる。かかる通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリームになされた日に本債券所持人に対してなされたものとみなされる。
- (c) 上記「8. 債務不履行事由」に規定されている場合を除き、本債券所持人によりなされる通知は書面によるものとし、関連する本債券とともに当該通知を本債券の代理人に預託することによりなされる。本債券が包括債券により表章されている間は、表章されている本債券の所持人は、かかる通知をユーロクリアまたはクリアストリームがこの目的で承認する方法によりユーロクリアまたはクリアストリームを通じて本債券の代理人に対して行うことができる。

## 13. 代 理 人

代理契約に基づき行為する場合、本債券の代理人、登録機関および支払代理人は、発行者の代理人としてのみ行為するものであり、本債券所持人に対して代理または信託の義務を負わず、また

本債券所持人と代理または信託関係を有しない。ただし、発行者の本債券所持人に対する本債券の償還およびその利息の支払を行う義務に影響を与えることなく、本債券の代理人は本債券の元金またはその利息の支払のために受領した資金を、上記「9. 時効」の規定に基づく時効の期間満了まで、本債券所持人のために信託の形で保有する。発行者は、代理契約に基づき発行者に課された義務を履行し、遵守することに同意する。代理契約には、支払代理人の補償および特定の状況における責任からの救済の規定が含まれており、また、結果として得られた利益を本債券所持人に対して説明する義務を負うことなく、発行者およびその子会社と業務上の取引を行うことを支払代理人に認めている。

#### **14. 追 加 発 行**

発行者は適宜、本債券所持人の同意を得ずに、あらゆる点において（もしくは最初の利息支払以外のすべての点について）本債券と同一の条件を有し、いずれかのシリーズの残存する債券（本債券を含む。）と併合され、単一のシリーズを構成することとなる追加債券、または、発行者が発行の際に決定する条件による追加債券を創設し、発行することができる。本書中で本債券という場合には、本項に基づき発行され、本債券と単一のシリーズを構成する他の債券を含む。

#### **15. 準 抱 法**

本債券および代理契約は、英國法に準拠し、英國法に基づき解釈される。発行者は、本債券所持人の利益のために、本債券からまたはそれに関連して発生する争いを解決する管轄を英國裁判所が有することに取消不能の形で同意する。

#### **16. 1999年契約（第三者の権利）法**

何人も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいては本債券のいずれの要項についても執行する権利を有していない。

# 日本 国 の 租 稅

## (a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、2019年5月10日現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

下記（b）では、日本国居住者である個人の本債券に関する課税上の取扱いの概略について、また下記（c）では、内国法人についての本債券に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

## (b) 日本国の居住者である個人

日本国居住者である個人が支払いを受けるべき本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国居住者である個人が保有する本債券の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本債券の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払いを受けるべき利息の金額ごとに確定申告をする所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国居住者である個人が本債券を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

日本国居住者である個人が本債券の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本債券の利息、譲渡損益、および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後 3 年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本債券は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

## (c) 内国法人

内国法人が支払いを受けるべき本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、15.315%（15%の所得税および復興特別所得税（所得税額の 2.1%）の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、本債券の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本債券の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

## そ の 他

日本国金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく本債券の売出しの届出の必要はない。

## 欧州復興開発銀行の概要

欧州復興開発銀行（以下「EBRD」という。）は、40か国ならびに欧州経済共同体および欧州投資銀行によって1990年5月29日に調印された欧州復興開発銀行に関する協定（以下「協定」という。）によって設立された国際機関である。協定は、1991年3月28日に発効し、EBRDは同年4月15日に業務を開始した。2017年12月31日現在EBRDの加盟国および組織は、68である。EBRDの主たる事務所は、ロンドンにおかれている。

### 協定

協定は、EBRDの準拠する根拠協定である。EBRDの目的および任務、資本構成および組織を記載し、従事することのできる業務を授権し、それらの業務の遂行に対する制限を規定し、EBRDの地位、免責特権、免除および特権を創設している。協定はまた、加盟者の承認、脱退および資格停止、EBRDの授権資本の増額、EBRDが行うもしくは保証する貸付けまたは持分への投資の条件、EBRDが保有する通貨の使用、協定の改正および解釈ならびにEBRDの業務の一時的停止および終了に関する規定を含んでいる。

### 組織および運営

EBRDは、総務会、理事会、総裁、1人または2人以上の副総裁ならびに必要と認めるその他の役員および職員を置く。

EBRDのすべての権限は、各加盟者が一名の総務を指名する総務会に属している。総務会は、多くの権限を理事会に委任しており、理事会は、EBRDの一般業務および政策を指揮する責任を有している。総務会は、協定に基づき理事会に委任されまたは付与されたいかなる事項についても指揮監督を行う完全な権限を保有する。

### 目的および任務

EBRDの目的は、複数政党制民主主義、多元主義および市場経済の諸原則を誓約しつつ適用している受益国における開放された市場指向型経済への移行ならびに民間および企業家の自発的活動を促進することである。EBRDの「受益国」には、現在、中欧および東欧の国々ならびに旧ソヴィエト連邦、トルコ共和国およびモンゴルが含まれる。

EBRDは、その目的を長期的な基礎に立って達成するため、また、受益国の経済が完全に国際経済に統合されるよう支援することを目的として、受益国における独占の排除、分権化および民営化を含む構造的なおよび部門別の経済改革の実施を下記の方法により援助する。

- ・民間その他の関心を有する投資家を通じて、生産的であり、かつ、競争的である民間の分野特に中小企業の活動の育成、改善および拡大を促進すること。
- ・上記の目的のため、国内および外国の資本ならびに経験のある経営者を活用すること。
- ・生産的な投資（サービスおよび金融の部門に対するものならびに民間および企業家の自発的活動を支援するために必要な場合には、関連する経済基盤に対するものを含む。）を助長し、これにより競争的な環境を作りならびに生産性、生活水準および労働条件が向上することを支援すること。
- ・関係事業計画（個別のものであるか特定の投資計画に関連するものであるかを問わない。）の準備、資金調達および実施のための技術援助を供与すること。
- ・資本市場の発展を促進し、奨励すること。
- ・二以上の受益加盟国に関係する健全なかつ経済的に実行可能な事業を支援すること。
- ・EBRDの活動のすべての範囲において、環境上健全なかつ持続的な開発を促進すること。
- ・これらの任務を促進するその他の活動および役務の提供を行うこと。

EBRDの創立者は、受益国の市場指向型経済への移行の成功が複数政党制民主主義、多元主義および法の支配に向けた並行的な発展と密接に結びついていると考えた。従って、EBRDの委任の政治的側面は、受益国の市場経済への移行を援助する過程の一部として、EBRDによって監視および促進される。EBRDは、各国のために、その業務戦略の定期的検討の一部として、受益国の経済的および政治的発展を評価する。

### 資金源

EBRDは、合計300億ユーロの授権資本を有している。2017年12月31日現在、EBRDは、総額297億ユーロ（払込済62億ユーロおよび払込請求可能分235億ユーロ）の応募済株式資本を有している。

EBRD の資本、業務および財政政策の強さは、EBRD の信用格付として S&P が AAA、ムーディーズが Aaa およびフィッチが AAA であることに反映されている。EBRD は、国際資本市場における資金借入により、事業貸付および業務上の必要に対し、融資を行っている。

EBRD は、株主の資本をその融資には直接使用することはない。代りに、EBRD のトリプル A 格付が債券その他の債務証書を非常に費用効率の良い市場レートで発行することによる国際市場における資金調達を可能にしている。競争力のある条件による資金調達により、EBRD は、受益国内の顧客の必要性に最も合った貸付を組立てることが可能になる。EBRD は、その資金調達業務において、重大な外国為替リスクおよび金利リスクを負わないように、その債務を管理している。EBRD は、どの市場、通貨または債務ストラクチャーが EBRD に最も効率的な調達コストをもたらすことができるかを確認するため、主要な資本市場参加者と日々連絡を取っている。

EBRD の債券は、世界中の中央銀行、年金基金、保険会社およびアセット・マネージャー等の投資家に販売されている。

### 法的地位、特権および免除

協定は、EBRD に対し、法的地位ならびに免除および特権を各加盟国の領域において与える規定を含む。それらの規定の一部を以下に要約する。

EBRD は、完全な法人格を有し、契約をし、不動産および動産を取得および処分し、訴えを提起する能力を有する。連合王国と EBRD の間の 1991 年 4 月 15 日付本部協定に基づき、EBRD は、その公的活動の範囲内において、金銭の借入れ、債務の保証および証券の売買または引受を行う権限から生ずる民事訴訟を含む一定の例外を除き、その管轄からの免責特権を有する。連合王国国外においては、EBRD に対する訴えは、EBRD の事務所がある国、EBRD が訴訟に関する送達もしくは告知を受けるため代理人を任命している国または EBRD が証券の発行もしくは保証を行っている国の領域内の管轄裁判所にのみ提起することができる。ただし、加盟者またはその代理人もしくは加盟者から請求権を承継した者は、EBRD に対する訴えを提起してはならない。

EBRD の財産および資産は、EBRD に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押えまたは強制執行を免除される。当該財産および資産は、行政上または立法上の措置による搜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。EBRD の文書は、不可侵とする。

EBRD の総務、総務代理、理事、理事代理、役員および使用人ならびに EBRD のための任務を遂行する専門家は、EBRD が当該免除を放棄する場合を除くほか、公的資格で行う行為について訴訟手続を免除される。

### 租 稅

EBRD ならびにその資産、財産および収入は、その公的活動の範囲内において、加盟者によって課せられるすべての直接税を免除される。EBRD がその公的活動を遂行するために必要な相当の価額の物品または役務を購入しまたは使用する場合において、間接税の免除が適用される。EBRD はまた、その公的活動の遂行に必要なものは、すべての輸出入に関する税ならびに輸出入に関する禁止および制限を免除される。

EBRD が発行する債務証書その他の証書（その配当金もしくは利子を含む。）に対しては、EBRD が発行したことのみを理由として当該債務証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税、または発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または EBRD が維持する事務所もしくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税は、いずれも行ってはならない。

国際機関に対して一定の免除および権利を付与するという、一般的に容認された国際慣行に沿って、英国政府は指定国際機関が行う利子その他一定の種類の支払からの源泉徴収義務の免除を規定した法を制定した。EBRD はこの免除が認められる国際機関の 1 つに指定された。従って、EBRD または支払代理人は、利子の支払を英国所得税のための源泉徴収または控除なしに行うことができる。

下記の EBRD の 2017 年 12 月 31 日および 2016 年 12 月 31 日に終了した各 1 年間に関する損益計算書（監査済）および包括損益計算書（監査済）ならびに 2017 年 12 月 31 日、2016 年 12 月 31 日および 2015 年 12 月 31 日現在の財務状態表（監査済）の情報は、財務報告書の一部分の翻訳である。投資家は、EBRD の活動および財政に関する包括的理義のためにこの一部分の翻訳に依拠すべきではない。これらの事項を理解するために、投資家は EBRD の上記の年次報告書および財務報告書全体を精査すべきである。

## 欧 州 復 興 開 發 銀 行 損 益 計 算 書

2017 年 12 月 31 日終了の 1 年間

	2017 年 12 月 31 日 終了の 1 年間	2016 年 12 月 31 日 終了の 1 年間 (修正後の数値)
		(単位：百万ユーロ)
利息および類似の収益		
銀行貸付収益	974	966
固定利付債務証券およびその他の利息収益	173	126
支払利息および類似の費用	(429)	(237)
純デリバティブ利息収益（費用）	<u>36</u>	<u>(81)</u>
<b>純利息収益</b>	<b>754</b>	<b>774</b>
手数料収益	80	80
手数料費用	(6)	(3)
<b>純手数料収益</b>	<b>74</b>	<b>77</b>
受取配当	185	97
損益を通じての公正価値による株式投資純益（損失）	147	326
損益を通じての公正価値による貸付純益（損失）	(2)	9
償却調整後原価による貸付純益（損失）	7	15
償却調整後原価による自己保有投資純益（損失）	2	6
損益及び為替を通じての公正価値によるトレジャリー・アクティビティーからの純益（損失）	47	84
非適格非有効ヘッジの公正価値変動	(20)	131
銀行貸付投資毀損引当金	(3)	(57)
保証毀損引当金	2	(3)
一般管理費	(395)	(445)
減価償却費	<u>(26)</u>	<u>(22)</u>
<b>継続事業当期純利益（損失）</b>	<b>772</b>	<b>992</b>
<b>総務会承認済純利益振替</b>	<b>(180)</b>	<b>(181)</b>
<b>総務会承認済純利益振替後純利益（損失）</b>	<b>592</b>	<b>811</b>
<b>持分保有者帰属分</b>	<b>592</b>	<b>811</b>

## 包 括 損 益 計 算 書

2017 年 12 月 31 日終了の 1 年間

	2017 年 12 月 31 日 終了の 1 年間	2016 年 12 月 31 日 終了の 1 年間 (修正後の数値) (単位：百万ユーロ)
総務会承認済純利益振替後純利益（損失）	592	811
その他包括利益（費用）		
1. 損益に再分類されない項目		
他の包括利益（費用）を通じて公正価値として指定された株式投資	1	12
確定給付スキームにかかる数理計算上の利益（損失）	8	20
2. 損益に再分類される項目		
キャッシュ・フロー・ヘッジにかかる利益（損失）	3	(2)
<b>包括利益（損失）合計</b>	<b>604</b>	<b>841</b>
<b>持分保有者帰属分</b>	<b>604</b>	<b>841</b>

## 貸 借 対 照 表

2017年12月31日現在

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在 (修正後の数値)	2015年12月31日現在 (修正後の数値)
(単位：百万ユーロ)			
<b>資 产</b>			
金融機関向債券・貸付 債 券	<b>14,605</b>	14,110	11,724
損益を通じての公正価値	916	926	747
償却調整後原価	<b>9,465</b>	8,981	11,329
	<b>10,381</b>	9,907	12,076
担保付債権	-	13	
	<b>24,986</b>	24,017	23,813
その他の金融資産			
金融派生商品	3,677	4,319	4,596
その他の金融資産	<b>352</b>	214	335
	<b>4,029</b>	4,533	4,931
貸付投資			
銀行ポートフォリオ			
貸付債却調整後原価	22,630	23,012	21,937
控除：毀損引当金	(850)	(1,044)	(1,083)
損益を通じての公正価値での貸付	372	313	339
	<b>22,152</b>	22,281	21,193
株式投資			
銀行ポートフォリオ			
損益を通じての公正価値による株式投資	4,834	5,265	5,033
自己保有ポートフォリオ			
その他の包括利益を通じての公正価値による株式投資	76	75	63
	<b>4,910</b>	5,340	5,096
無形資産	62	63	63
動産、技術、備品	<b>54</b>	43	50
<b>資産合計</b>	<b>56,193</b>	56,277	55,146
<b>負 債</b>			
借入金			
金融機関その他第三者借入分	2,650	2,478	2,590
証書債務	<b>35,116</b>	35,531	34,280
	<b>37,766</b>	38,009	36,870
その他の金融負債			
金融派生商品	1,824	2,170	2,993
その他金融債務	<b>431</b>	540	577
	<b>2,255</b>	2,710	3,570
<b>負債合計</b>	<b>40,021</b>	40,719	40,440
<b>加盟国持分</b>			
払込済資本	6,211	6,207	6,202
準備金および内部留保	<b>9,961</b>	9,351	8,504
<b>加盟国持分総額</b>	<b>16,172</b>	15,558	14,706
<b>負債および加盟国持分合計</b>	<b>56,193</b>	56,277	55,146
備忘勘定			
未実行約定	12,770	12,075	12,959